

平成28年度

行政監査の結果に関する報告

(監査期間：平成28年9月9日から平成29年3月22日まで)

〔 公有財産の貸付けによる自動販売機の設置について 〕

平成29年3月31日提出

郡山市監査委員

28郡監査第476号

平成29年3月31日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市教育委員会
郡山市選挙管理委員会
郡山市農業委員会

郡山市監査委員	伊藤達郎
同	橋本勉
同	七海喜久雄
同	田川正治

平成28年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出する。

行政監査の結果に関する報告

目 次

第1	テーマ	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の目的	1
第4	監査の対象	1
1	対象事務	1
2	対象部局	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の着眼点	1
第8	監査の結果	2
1	自動販売機の設置状況	3
(1)	自動販売機の設置のための公有財産の貸付状況	3
(2)	自動販売機の販売品目の状況	5
(3)	自動販売機の付加機能の状況	6
2	自動販売機の設置に係る事務処理	7
(1)	貸付契約の相手方の決定等	7
(2)	貸付期間	8
(3)	契約の解除	8
3	自動販売機のその他設備等	9
(1)	使用済み容器回収ボックス	9
(2)	転倒防止板・土台	9
(3)	光熱水費算出用子メーター	9
4	監査委員実査写真	9
5	改善を要する事項（指摘事項）	10
(1)	徴収事務について	10
(2)	公有財産管理事務について	10
	自動販売機設置施設一覧	11

凡 例

- ・本報告書中、各表の構成比(%)は、合計が 100.0 となるよう一部調整した。

平成28年度 行政監査の結果に関する報告

第1 テーマ

公有財産の貸付けによる自動販売機の設置について

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査（事務監査）

第3 監査の目的

本市は、郡山市第五次総合計画や郡山市行財政改革大綱において、公有資産の有効活用を推進することとしており、公共施設の維持管理や土地、建物等の活用など、経営的視点に立った行政運営を図っているところである。

このような中、市施設における自動販売機の設置については、「郡山市公有資産活用ガイドライン(平成26年12月策定)」において、行政財産の余剰スペースの有効活用を推進するものとし、「郡山市自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱(平成27年1月26日施行)」を定め、原則として貸付けにより行っている。

公有財産の貸付けに伴う収入は自主財源の確保策として有効であり、また、自動販売機の設置は公共施設に來訪する市民の利便性の向上に寄与するものであることから、関係する事務取扱いが適切に行われているか等を検証し、今後の適正な公有資産活用に資することを目的とする。

第4 監査の対象

1 対象事務

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに関する事務で、貸付契約を締結しているもの(契約の解除をしたものを含む。)

2 対象部局

全部局

第5 監査の期間

平成28年9月9日から平成29年3月22日まで

第6 監査の方法

自動販売機の設置に関する調査票及び貸付契約関係書類の提出を求め、監査の着眼点に基づき書類の調査を行うとともに、各施設に設置している自動販売機の実査及び関係職員からの聴き取り調査を行った。

第7 監査の着眼点

- (1) 自動販売機の設置までの事務処理が適正に行われているか。
- (2) 自動販売機が契約に基づいて適切に設置されているか。
- (3) 自動販売機設置期間中の事務処理が適正に行われているか。

第8 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

1 自動販売機の設置状況

(1) 自動販売機の設置のための公有財産の貸付状況

ア 部局等別の貸付状況

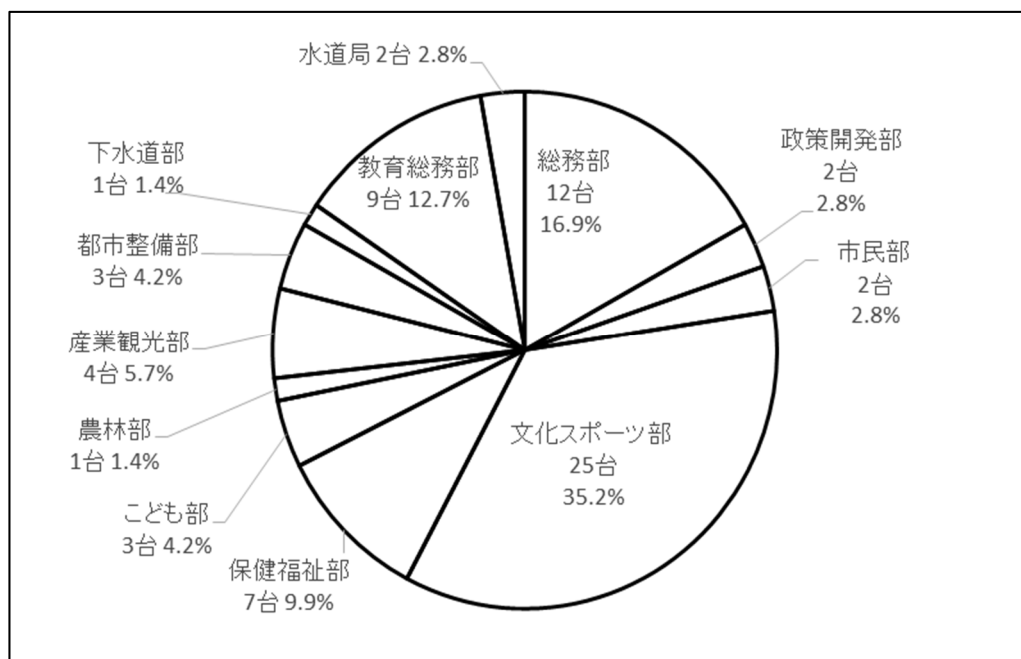
公有財産の貸付けによる自動販売機の部局等別の設置状況は表1のとおりである。

自動販売機設置の施設数及び台数の最も多い部局は、文化スポーツ部であり、体育施設及び文化施設における貸付けである。文化スポーツ部所管施設における自動販売機は15施設、25台で、自動販売機設置台数での構成比は35.2%となっている。

【表1 部局等別の自動販売機設置状況】

No.	部 局	課(所属)	設置施設数 (施設)	台 数 (台)	構成比 (台数/合計)
1	総務部	1	1	12	16.9%
2	政策開発部	1	2	2	2.8%
3	財務部	0	0	0	0.0%
4	税務部	0	0	0	0.0%
5	市民部	2	2	2	2.8%
6	文化スポーツ部	2	15	25	35.2%
7	生活環境部	0	0	0	0.0%
8	保健福祉部	4	6	7	9.9%
9	こども部	1	1	3	4.2%
10	農林部	1	1	1	1.4%
11	産業観光部	1	1	4	5.7%
12	建設交通部	0	0	0	0.0%
13	都市整備部	1	1	3	4.2%
14	下水道部	1	1	1	1.4%
15	会計管理者	0	0	0	0.0%
16	教育総務部	4	6	9	12.7%
17	学校教育部	0	0	0	0.0%
18	選挙管理委員会事務局	0	0	0	0.0%
19	監査委員事務局	0	0	0	0.0%
20	農業委員会事務局	0	0	0	0.0%
21	議会事務局	0	0	0	0.0%
22	水道局	2	2	2	2.8%
	合 計	21	39	71	100.0%

【グラフ 部局等別の自動販売機設置状況】



イ 管理運営の区分ごとの設置状況

自動販売機の設置をしている施設について、直営施設と指定管理者制度導入施設それぞれの設置状況は表2のとおりである。

【表2 管理運営の区分別の自動販売機設置状況】

No.	管理運営の区分	施設数 (施設)	台数 (台)	構成比 (台数/合計)	施設名
1	直営施設	20	42	59.2%	郡山市役所 郡山総合体育館 郡山市こども総合支援センター ほか
2	指定管理者制度 導入施設	19	29	40.8%	郡山市民文化センター 郡山ユラックス熱海 ほか
	合計	39	71	100.0%	

(2) 自動販売機の販売品目の状況

販売されている品目別の設置状況は表3のとおりである。

販売品目別で最も多いのは、清涼飲料水(ペットボトル・缶)の自動販売機の39施設、59台で、自動販売機設置台数での構成比は83.1%となっている。

【表3 販売品目別の自動販売機設置状況】

No.	販売品目	施設数 (施設)	台数 (台)	構成比 (台数/合計)	施設名
1	清涼飲料水 (ペットボトル・缶)	39	59	83.1%	郡山市役所 郡山市民文化センター 郡山総合体育館 郡山市こども総合支援センター 郡山ユラックス熱海 ほか
2	清涼飲料水 (紙コップ)	1	1	1.4%	郡山総合体育館
3	清涼飲料水 (紙コップ・タンク式)	2	3	4.2%	郡山市役所 郡山市こども総合支援センター
4	乳製品	4	5	7.1%	郡山市役所 郡山市保健所 郡山市こども総合支援センター 郡山ユラックス熱海
5	アイスクリーム	1	1	1.4%	郡山ユラックス熱海
6	食品 (菓子・パン等)	1	2	2.8%	郡山市役所
7	食品 (冷凍食品)	0	0	0.0%	
8	たばこ	0	0	0.0%	
9	酒類	0	0	0.0%	
合 計		—	71	100.0%	

※ 施設数の合計値(「—」)については、同一の施設に複数の自動販売機を設置しているものがあるため省略する。

※ 清涼飲料水(紙コップ)は、自動販売機内での飲料水の製造に水道水を使用することができる自動販売機である。

※ 清涼飲料水(紙コップ・タンク式)は、自動販売機内にあるカートリッジ式タンク内の希釈水等により飲料水を製造する自動販売機である。

(3) 自動販売機の付加機能の状況

自動販売機の付加機能の状況は表4のとおりである。

付加機能別で最も多いのは、ユニバーサルデザイン機能を有する自動販売機の34施設、49台で、自動販売機設置台数での構成比は69.0%となっている。次いで、災害救援機能を有する自動販売機は4施設、4台で、構成比は5.6%となっている。

【表4 付加機能別の自動販売機設置状況】

No.	付加機能	施設数 (施設)	台数 (台)	構成比 (台数/合計)	施設名等
1	災害救援機能	4	4	5.6%	郡山市民文化センター 郡山総合体育館 郡山市こども総合支援センター 郡山市立中央公民館 ※販売品目は、すべて「清涼飲料水 (ペットボトル・缶)」
2	ユニバーサル デザイン機能	34	49	69.0%	郡山市役所 郡山市民文化センター 郡山総合体育館 ほか ※販売品目は、すべて「清涼飲料水 (ペットボトル・缶)」
3	災害時情報 発信機能	0	0	0.0%	
4	Wi-Fi機能	0	0	0.0%	
5	募金機能	0	0	0.0%	
6	AED機能	0	0	0.0%	
7	付加機能無し	10	18	25.4%	郡山市役所 開成山野球場 郡山市こども総合支援センター 郡山ユラックス熱海 ほか
合計		—	71	100.0%	

※ 施設数の合計値(「—」)については、同一の施設に複数の自動販売機を設置しているものがあるため省略する。

2 自動販売機の設置に係る事務処理

(1) 貸付契約の相手方の決定等

貸付契約の相手方である自動販売機を設置する者(以下「設置者」という。)の状況は表5のとおりである。

公有財産の貸付けによる自動販売機の設置に関する事務処理の取扱いについては、借地借家法、市や水道局の関係例規をはじめ、郡山市自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱(以下「市要綱」という。)及び郡山市水道局自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱(以下「水道局要綱」という。)に定められている。

【表5 貸付契約の相手方の状況】

No.	契約の相手方	施設数 (施設)	台数 (台)	構成比 (台数/合計)	施設名
1	清涼飲料水等小売業 (飲料メーカー含む。)	36	65	91.5%	郡山市役所 郡山市民文化センター 郡山総合体育館 郡山市こども総合支援センター 郡山ユラックス熱海 ほか
2	福祉団体	5	6	8.5%	開成山野球場 郡山庭球場 西部サッカー場 郡山市障害者福祉センター 郡山市畜産振興センター
合計		—	71	100.0%	

※ 施設数の合計値(「—」)については、同一の施設に複数の自動販売機を設置しているものがあるため省略する。

(2) 貸付期間

貸付期間の状況は表6のとおりである。

貸付期間については、市要綱及び水道局要綱に基づき5年を超えない期間と定められているが、すべての施設において3年以内となっている。

【表6 貸付期間の状況】

No.	貸付期間	施設数 (施設)	台数 (台)	構成比 (台数/合計)	施設名
1	平成27年4月1日 ～平成30年3月31日 (3年)	35	63	88.7%	郡山市役所 郡山市民文化センター 郡山総合体育館 郡山市こども総合支援センター 郡山ユラックス熱海 ほか
2	平成27年12月1日 ～平成30年3月31日 (2年4か月)	1	2	2.8%	郡山市立中央公民館
3	平成28年9月1日 ～平成30年3月31日 (1年7か月)	6	6	8.5%	郡山総合体育館 東部体育館 開成山陸上競技場 開成山弓道場 郡山庭球場 西部サッカー場
合計		—	71	100.0%	

※ 施設数の合計値(「—」)については、同一の施設に複数の自動販売機を設置しているものがあるため省略する。

(3) 契約の解除

貸付契約の解除の状況は表7のとおりである。

契約の解除については、設置者からの解除申し出によるものであり、6施設、6台であった。

また、これら全ての施設において、契約の解除申し出に応じ、契約変更により貸付期間の短縮をしている。その後、契約期間満了の日の次の日に別設置者との契約締結により、間断なく自動販売機の設置が継続されている。

【表7 貸付契約の解除の状況】

施設名	台数 (台)	契約の変更等
郡山総合体育館 東部体育館 開成山陸上競技場 開成山弓道場 郡山庭球場 西部サッカー場	6	当初の契約期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日 変更後の契約期間 平成27年4月1日～平成28年8月31日 (契約解除申出日 平成27年11月30日)

3 自動販売機のその他設備等

(1) 使用済み容器回収ボックス

使用済み容器回収ボックスの設置状況は表8のとおりである。

【表8 使用済み容器回収ボックスの設置状況】

No.	事 項	施設数 (施設)	台 数 (台)	構成比 (台数/合計)	施 設 名
1	設置あり	37	67	94.4%	郡山市役所 郡山市民文化センター 郡山総合体育館 郡山市こども総合支援センター 郡山ユラックス熱海 ほか
2	設置なし	3	4	5.6%	郡山市役所 磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場 郡山市花かつみ豊心園
合 計		—	71	100.0%	

※ 施設数の合計値(「—」)については、郡山市役所が上表のNo.1とNo.2のそれぞれに該当しているため省略する。

(2) 転倒防止板・土台

転倒防止板・土台は、安全の確保のため、すべての自動販売機に設置されている。

(3) 光熱水費算出用子メーター

自動販売機の設置に要する光熱水費の算出用子メーターは、すべての自動販売機に設置されている。

4 監査委員実査写真 (実施日：平成28年12月26日)



5 改善を要する事項（指摘事項）

(1) 徴収事務について

賃貸料の徴収に適切でないものがあった。

自動販売機の設置に係る賃貸料の納期限については、郡山市水道局自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、各会計年度の 4 月 30 日を納期限とすると定められており、また、納入の通知については、郡山市水道事業会計規程第 18 条の規定に基づき、収入の調定をしたときは当該調定に係る納入通知書を、その納入期限の 5 日前までに、納入義務者に送付しなければならないが、賃貸料徴収において納入通知書発行の事務処理が遅延しているものがあった。

浄水課

(2) 公有財産管理事務について

行政財産の貸付内容を財務会計システムに登録していないものがあった。

公有財産管理権者は、行政財産の貸付けをしたときは、郡山市財産規則第 28 条第 5 項の規定において準用する第 27 条の規定に基づき、貸付けの内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。

市民課 文化振興課 スポーツ振興課 (保健所)総務課

自動販売機設置施設一覧

No.	所管部局	所管課等	自動販売機 設置施設名	貸付場所	貸付 面積 (㎡)	指定管 理者制 度導入 施設	販売品目	付加機能		
1	総務部	総務法務課	郡山市役所	本庁舎1階食堂西側	1.75		清涼飲料水(紙コップ・タンク式)	—		
2					1.45		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
3					1.25		乳製品	—		
4				本庁舎1階食堂東側	1.45		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
5					1.00		食品(菓子・パン等)	—		
6					1.45		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
7				西庁舎1階市民サロン	1.45		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
8					1.25		乳製品	—		
9					1.00		食品(菓子・パン等)	—		
10					1.45		清涼飲料水(紙コップ・タンク式)	—		
11					本庁舎北1号棟	1.45		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
12				本庁舎北2号棟	1.45		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
13	政策開発部	雇用政策課	郡山市労働福祉会館	1階休憩室	3.00	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
14			郡山地域職業訓練センター	2階ロビー	1.53	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
15	市民部	男女共同参画課	郡山市男女共同参画センター	1階玄関ホール入口	1.50	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
16		市民課	郡山市民ふれあいプラザ	ビッグアイ6階水飲み場	1.33		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
17	文化スポーツ部	文化振興課	郡山市民文化センター	1階エントランスホール	1.45	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
18				1階大ホール・ホワイエ	1.50	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
19				1階談話コーナー	2.00	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
20				2階談話室	1.25	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	災害救援		
21				4階会議室・フロア	1.45	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
22			郡山市音楽・文化交流館	1階エントランス	1.16		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
23		スポーツ振興課		郡山総合体育館	1階ロビー(柔道場脇)	2.00		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	災害救援	
24					1階ロビー(大体育館前)	2.00		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
25					1階ロビー	2.00		清涼飲料水(紙コップ)	—	
26				東部体育館	玄関南側	2.00		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
27	西部体育館			1階ロビー	1.75	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
28	西部第二体育館			1階ホール(西側)	2.00	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
29				1階ホール(東側)	2.00	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
30	開成山陸上競技場			1階玄関北側	2.00		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
31				郡山総合 運動場	開成山野球場	球場東(北側)	1.75		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	—
32					球場東(南側)	1.75		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	—	
33	開成山弓道場			ホール入口	1.50		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
34	郡山庭球場			ホール北側	1.75		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
35				ホール南側	1.75		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
36	西部スポーツ広場			駐車場西側	1.50	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	—		
37	西部サッカー場			1階ホール	1.75	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
38				2階フロア	2.00	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
39	磐梯熱海スポーツパーク体育館			ホール北側	1.75	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		
40	磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場			売店入口	1.00	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD		

No.	所管部局	所管課等	自動販売機 設置施設名	貸付場所	貸付 面積 (㎡)	指定管 理者制 度導入 施設	販売品目	付加機能	
41	文化スポーツ部	スポーツ振興課	磐梯熱海アイスアリーナ	ホール東側	2.00	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
42	保健福祉部	保健福祉総務課	郡山市総合福祉センター	1階南側正面出入口脇	2.00	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
43		障がい福祉課	郡山市花かつみ豊心園	食堂	1.50	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
44			郡山市障害者福祉センター	ロビー	1.60	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
45		健康長寿課	郡山市老人福祉センター寿楽荘	1階大広間入口	1.25	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
46			郡山市日和田地域交流センター	展示コーナー隣	1.25	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
47		保健所総務課	郡山市保健所	1階守衛室北	1.45		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
48					1.20		乳製品	—	
49		こども部	こども支援課	郡山市こども総合支援センター	1階談話コーナー	1.05		乳製品	—
50	1.60						清涼飲料水(ペットボトル・缶)	災害救援	
51	1.35						清涼飲料水(紙コップ・タンク式)	—	
52	農林部	園芸畜産振興課	郡山市畜産振興センター	休憩所	1.50	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
53	産業観光部	観光課	郡山ユラックス熱海	1階ロビー	1.80	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
54				地階温泉前ロビー	1.46	○	乳製品	—	
55					1.69	○	アイスクリーム	—	
56					1.69	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
57	都市整備部	都市計画課	郡山市郡山駅西口駐車場	1階中央入口	2.34		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
58				1階南東入口	1.53		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
59				3階エレベーターホール	0.97		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	—	
60	下水道部	下水道維持課	郡山市下水道管理センター	1階玄関ホール	1.50		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
61	教育総務部	生涯学習課	郡山市安積総合学習センター	1階奥機械室向い	1.50		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
62			郡山市富久山総合学習センター	1階ロビー	1.50		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
63			郡山市青少年会館	1階ロビー	1.50	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
64				2階廊下	1.50	○	清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
65		中央公民館	郡山市立中央公民館	1階湯沸室	1.45		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	
66				2階湯沸室	1.45		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	災害救援	
67			中央図書館	郡山市中央図書館	1階玄関ホール	1.50		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD
68					3階学習飲食コーナー	1.50		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD
69					美術館	郡山市立美術館	1階多目的スタジオ南側	1.00	
70	水道局	経理課	郡山市水道局庁舎	局庁舎東口入口付近	1.25		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	—	
71		浄水課	郡山市水道局荒井浄水場	管理棟1階玄関ホール	1.24		清涼飲料水(ペットボトル・缶)	UD	

1 「指定管理者制度導入施設」の列は、該当する施設に「○」を記している。

2 「付加機能」の列中、「UD」は「ユニバーサルデザイン機能」を示す。